

大井町男女共同参画社会推進委員会委員を公募します

大井町では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることを目指し、「大井町男女共同参画プラン（第3次）」（計画期間は令和4年度～8年度）を推進しています。

このプランは、大井町第6次総合計画「つながろう！大井未来計画」を上位計画とした個別計画であると同時に、「男女共同参画基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「DV防止法」）」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる「女性活躍法」）」の各法に規定された町の基本計画です。

大井町男女共同参画社会推進委員会では、このプランの進捗状況の把握・評価を毎年行っているほか、令和9年度からスタートする「大井町男女共同参画プラン（第4次）」の策定に関する審議を行います。

1. 名 称：大井町男女共同参画社会推進委員会
2. 募集者数：若干名（男女比が偏らないよう配慮）
3. 任 期：2年間（令和7年度～令和8年度）
4. 会 議：年1～3回 1回2時間程度（開催は役場の開庁時間内）
5. 謝 礼：会議1回につき3,900円（所得税込）
6. 応募書類：「公募委員申込書」を提出（協働推進課窓口、町HPに掲載）
7. 提出方法：協働推進課窓口、郵送、ファックス、電子メールのいずれか
8. 募集期限：令和7年7月31日（木）17時必着
9. 応募資格
 - ① 男女共同参画社会の推進に興味があり、前向きに取り組めること。
 - ② 大井町の住民基本台帳に記録され、町内に1年以上在住していること。
 - ③ 令和7年4月1日現在、年齢が18歳以上であること。
 - ④ 本町の職員及び議員でないこと。
 - ⑤ 地方公務員法第16条に該当しないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でないこと。
10. その他
 - ① 提出された申込書は、返却しません。
 - ② 選考は「公募申込書」により審査決定します。結果は8月上旬に通知します。
11. 申込先
大井町金子1995番地
大井町協働推進課
電話：0465-85-5004（直） FAX：0465-82-3295
電子メール：kyoudou@town.oi.kanagawa.jp

